

① 議会ゆがわら

平成18年11月

No.60

編集/発行 湯河原町議会

〒259-0392

神奈川県足柄下郡湯河原町中央二丁目2番地1

TEL 0465-63-2111(代) FAX 0465-63-9674

湯河原町議会のホームページ <http://www.town.yugawara.kanagawa.jp/>
湯河原町議会のE-mail gikai@town.yugawara.kanagawa.jp



これから見頃 ~池 峯「もみじの郷」

9 月
定例会

9/13~10/2

●主な内容

平成17年度決算	2
委員会だより	2~4
一般質問	4~6
条例の制定・改正	7
補正予算	7
審議と賛否	8

9月定例会



平成18年第4回湯河原町議会「9月定例会」は、9月13日から10月2日までの20日間(本会議開催4日間)にわたり開催されました。

この定例会では、決算の認定、条例、補正予算、人事案件など議案22件、陳情審査2件、議員提出議案1件・決議2件を審議しました。

決算の認定

平成17年度の各会計決算は、決算審査特別委員会に付託されました。

決算審査特別委員会

一般会計、特別会計(国民健康保険事業、吉浜財産区、下水道事業、老人保健医療、介護保険事業、介護サービスセンター事業、公共用地先行取得事業)及び公営事業会計(水道、温泉)の決算審査を行いました。

各会計の審査とともに、平成19年度の予算編成に向けての意見、要望が委員から出され、すべての会計は、

原案のとおり認定されました。

- (委員長) 室伏 重孝
- (副委員長) 高橋 延幸
- (委員) 富田 幸宏
- 半川 義輝
- 杉本 光明
- 佐々木 征坡
- 小澤 眞司
- 丸山 孝夫



平成17年度決算の内容

一般会計及び特別会計

会計名	歳入決算額	歳出決算額	差引額
一般会計	81億8,451万円	79億3,467万円	2億4,984万円
国民健康保険事業特別会計	33億1,454万円	32億1,396万円	1億 58万円
吉浜財産区特別会計	2,125万円	1,284万円	841万円
下水道事業特別会計	17億3,510万円	17億2,916万円	594万円
老人保健医療特別会計	26億4,515万円	26億7,782万円	3,267万円
介護保険事業特別会計	15億9,793万円	15億7,733万円	2,060万円
介護サービスセンター事業特別会計	2,075万円	2,075万円	0
公共用地先行取得事業特別会計	1億1,207万円	1億1,207万円	0
合計	176億3,130万円	172億7,860万円	3億5,270万円

水道事業会計

収益的収入及び支出(税抜き)

収益的収入	収益的支出	当年度純損失
4億2,402万円	4億4,194万円	1,792万円

資本的収入及び支出(税込み)

資本的収入	資本的支出	差引額
1億1,611万円	2億8,392万円	1億6,781万円

温泉事業会計

収益的収入及び支出(税抜き)

収益的収入	収益的支出	当年度純利益
2億4,650万円	2億1,874万円	2,776万円

資本的収入及び支出(税込み)

資本的収入	資本的支出	差引額
5,000万円	1億0,794万円	5,794万円

委員会だより

総務文教・福祉 常任委員会

付託された議案・陳情

議案第65号「湯河原町税条例の一部改正」は、細部にわたる審査が必要と認められ、委員会に付託されました。

改正の内容は、個人町民税所得割の税率を一律6%に改定すること。所得税法に給与所得者の源泉徴収票の交付に代わるものとして電磁的方法による提供ができることになったことを受け、個人町民税の申告における源泉徴収票の提出義務者を追加すること。地方税法に定められた非課税対象物件の根拠法令が整理されたのを受け、地方税法の一部においても整理が行われたものでした。

特に、個人町民税所得割の税率改定は、所得税から個人住民税へ税源移譲が行われることに伴い、町民税所得割の税率を一律に

6%にするもので、今回の改正は、税源移譲が目的であるため、住民税の税率改正に伴い、所得税の改正も併せて行われ、住民税と所得税を合わせた税額の増減がないように配慮されています。

担当課の説明後、質疑を行い、審査した結果、原案のとおり可決することに決定しました。

18 陳情第5号「竹内栖鳳アトリエの保護保存についての陳情書」は、現在の所有者が、アトリエの復元・保存に向けて大学及び教育委員会に資料収集の依頼をするなど、明るい兆しが見られ、提出者から陳情取下申出書が提出されたため、本委員会は取下げを承認しました。

18 陳情第13号「国・県に私学助成制度の充実を求める意見書の採択と湯河原町の私学助成制度拡充を求める陳情書」は、審査の結果、国及び県には、既に湯河原町議会が意見書を提出しているが、経済的負担により、就学機会が損われてはならないとの趣旨は考慮する必要があるため、本町の財政状況が厳しい中においても、

対応できる事業については、今後も継続的な展開と一層の充実を切望するため、一部採択と決定しました。

所管事務調査

平成18年度湯河原小学校及び吉浜小学校耐震大規模改修工事の進捗状況について

平成17年度湯河原町のバランスシートと行政コスト計算書について

入札予定価格の事前公表について

湯河原町選挙公報の発行について

保育料及び町営住宅使用料の未納状況について

報告事項

平成18年度湯河原町予算執行状況について

湯河原町職員の飲酒運転に係る懲戒処分について

障害者相談支援事業について

後期高齢者医療制度について



耐震改修工事中の吉浜小学校

環境・観光産業 常任委員会

所管事務調査

防災対策について（平成18年度湯河原町総合防災訓練）

道路及び河川の整備について（町道桜山線水路付替え）

景観計画について

この計画は、景観計画の区域、良好な景観の形成に関する方針、建築物又は工作物の高さや色などの行為の制限をすること。を定めようとするもので、建築物の高さの最高限度の考え方が提示されました。

提示された内容について質疑を行い、商業地域は、既に基準として指導してい

る開発指導要綱の24mを基準としながら、自然景観を大切に、大規模マンションなどは周辺と調和するように規制し、駅周辺以外の地域は、土地利用状況を考慮し、周辺との調和を図れる建築物の高さを検討する。また、商業地域以外の住居系用途地域等は、住環境の保全の観点から、開発指導要綱の15mを基準として、地域の特性に応じた高さとする計画案に同意しました。

池峯「もみじの郷」一般公開記念行事（案）について

報告事項

平成18年度夏季行事実績報告・夏季施設利用状況報告について

湯河原町森林づくりについて

水道用地の処分について

湯河原町低公害車導入補助金交付要綱の失効について

消防庁舎耐震補強について（消防庁舎耐震化事業）

津波浸水予測図について



消火器操作を習う児童

まちづくり制度等 調査特別委員会

調査事項の 自治基本条例

調査事項の自治基本条例に関するものは、策定委員会及び本委員会の意見を取り入れた条例案を広報ページに掲載して、町民の意見（パブリックコメント）を募集しているとの報告を受けました。

同様に、森林づくり条例に関するものも、条例案を広報ページに10月号に掲載して、町民の意見を募集したいとの報告を受けました。また、議会基本条例に関することは、地方自治に関する専門家を講師として招き、議会基本条例策定に向けて研修会を行い、現在、

条例内容の具体的な審議・検討を行っています。

スローフード推進調査特別委員会

本委員会は、構造改革特別区域計画に基づく、スローフード推進事業の調査に関する事項を目的として設置され、委員会及び幹事会を精力的に開催しています。9月末には、町長から「ゆがわら食の専門人材育成特区」計画の認定申請書を内閣総理大臣に提出しました。また、学校設置会社も、「食文化創造大学院大学」の設置認可に向けた各種の取組が進められています。

しかし、真の目的である、湯河原町の発展につながる取組を推進するためには、構造改革特別区域計画だけに限定することなく、平成17年4月に施行された地域再生法なども活用し、より包括的な視点に立つて特別委員会の運営を進めるために、スローフード推進調査特別委員会の名称を、地域再生等調査特別委員会と改め、地域再生に関する調査事項を追加しました。

一般質問

町の行財政全般について、議長の許可を得て質問することができます。質問者は、事前に質問内容の通告をします。質問は、定例会初日に行われ、質問時間は、答弁を含め一人50分以内となっています。

質問者 佐々木征坡議員

町民による各種グループの活動を促進することについて

米岡町長は、平成18年度町政に関する所信で「元気で、湯河原」をキャッチフレーズにする旨表明されました。



湯河原町でも、様々なグループがボランティア、まちづくり、趣味等の活動を行っています。このような

グループに、一人でも多くの町民が参加し、活動することが「元気で、湯河原」を実現する方策の一つだと思っています。

そこで、参加者を募集しているグループの紹介、連絡先等を冊子にして、町民に配布し、町民の参加を促進させることについて、町長はどの様にお考えでしょうか。

参加者を募集しているグループの紹介、連絡先等を冊子にして町民に配布し、参加を促進させることについて、

昨年度まで教育委員会において、生涯学習だよりの中で各種団体への参加の呼びかけをしていました。

今後は、各グループの意向を伺いながら、参加者の募集について町のホームページや広報に掲載するなど、多くの町民が各グループに参加する機会を拡大し、それぞれの活動が更に活発になるよう努力してまいります。

(その他の質問)

湯河原町財政の状況について介護保険における新介護予防サービスの給付状況について

質問者 室伏重孝議員

消防団の充実強化と課題について



消防団は、火災はもちろんだが、自然災害においても、地域防災体制の中核的存在となつて、地域の安心・安全を守る組織として、大きな役割を果たしており、その活動は地域住民から大きく期待されています。

そこで、次の4点について、町の見解をお伺いします。

消防団の役割と必要性について

団員確保の方策について
機能別団員、機能別分団制度について

国民保護法が施行されたことに對する消防団の対応について

消防団は、地元に着した災害対応はもとより、地域コミュニティ活動の振興に大きな役割を果たしており、町としても、地域を守る防災組織の要として、消

防団の役割に期待するとともに、その必要性を十分認識しています。

社会状況の変化に伴い、団員の確保が難しくなり、就業形態の変化から、サラリーマンの消防団員が増加する傾向にあるため、町内事業所との協力を図り、消防団活動への一層の理解と協力を得て、従業者等の入団の推進に努めたいと考えています。

大規模な災害に対処するため、地域防災力を担う消防団を補完する組織として、消防団OBを中心とした機能別団員・分団の設置を、現在消防団と消防団OBの意見をいただきながら、検討しています。

消防団員には、武力攻撃災害から住民を保護するため、災害現場において、消防本部・消防署と連携し、その活動支援を行うなど、団員に危害が及ばない範囲に限定して活動していただくとともに、住民の安全な場所への避難誘導を主要な任務として、役割を果たしていただきます。

質問者 半川義輝議員

介護予防について



高齢者の寝たきり予防は、国及び自治体の最重要課題となっております。寝たきりとなる原因は、主に脳卒中ですが、それに次ぐ原因としては、転倒による骨折が挙げられています。この転倒による骨折の予防法としては、近年になって、筋力のトレーニングが注目されてきています。

そこで、高齢者が身近な生活用具を利用して行う、筋力トレーニングを積極的に取り組む形としては、自宅で行う場合、各地区の会館を利用して行う場合、ヘルシープラザを利用して行う場合の3点が考えられます。町長は実施・検討するお考えがあるか伺います。

め、低栄養の方を対象に「栄養改善教室」や、口腔機能を向上させるための教室などを、地域会館やヘルシープラザ等を利用して開催する予定です。

また、医療や生活機能の改善が必要のない方は、ヘルシープラザや地域会館に、介護予防、生活習慣病予防を目的とした「いきいき健康体操教室」や「転倒予防教室」のほか、「水中ウォーキング教室」などの事業を、更に充実させていきたいと考えています。

介護予防・健康づくりの普及・啓発は、町の重要な事業ですので、これまで以上の努力を重ねたいと考えています。

(その他の質問)

城東高校と統合する県立湯河原高校の利用について

質問者 小澤眞司議員

高齢者の大増税に対する町の対策について



2007年度は住民税の税率一律化・住民税の非課税限度廃止に伴う増税・定率減税の全廃、また、2008年度は住民税の非課税限度額廃止に伴う増税と、高齢者負担は増える一方です。

2006年度で約1億円が、町民の可処分所得から税に回り、町の小売業の売上げにも大きな影響を与えらると思えます。そのような立場から町長にお伺いします。

町民の生活、暮らしと営業を守るための町の対策を早急に行うこと。

高齢者の大増税中止を国に求めること。

高齢者世帯に対して、減免措置を行うこと(町民税の減免措置の創設、税の減額、軽減制度の町民への周知)。

今回の税制改正によって、高齢者の方に大きな影響が

あることは十分承知していただきますので、町としてどのような対策を講ずることが有効なのか、検討したいと考えています。

高齢者に対する税制改正は、国会で十分論議がされたものであると解していただきます。国に対して求めることは、高齢者の大増税中止を求めることが良いのか、あるいは高齢者世帯の中でも特に低所得世帯に対する減免措置を法律化することを求めることが良いのか、また、税制面以外での施策を求めることが良いのか、今後、検討したいと考えています。

町民税の減免は、地方税法に規定された範囲内で条例に定めることとなっております。高齢者世帯に対する減免措置を講じることは、法律に規定された範囲を超えるため、現段階では創設できないことをご理解願います。

税の控除については、町申告書発送時に説明文を同封していますが、一定の所得以下の方に適用される非課税措置については、広報等を通じて周知していきます。

(その他の質問)

介護保険料の国負担を4分の1から当面3分の1に上げることを国に求めることについて、介護が必要な人たちに援助して、介護保険を活用することについて

質問者 丸山孝夫議員

高過ぎると声の多い修学旅行費の保護者負担軽減について



小中学校の修学旅行の業者選定は、校長会の裁量となつていますが、教育委員会はどのような指導及び毎年報告を受けていますか。併せて任意団体である校長会は、どのような根拠で業者選定を行うのか伺います。

また、修学旅行費の保護者の負担軽減措置を講ずる考えがあるのか伺います。

修学旅行等の校外活動は、児童・生徒の安全性を最優先に考えるよう、指導していきます。

修学旅行業者の選定は、小学校では足柄下郡が連合体を組んで業者選定を行い、最終的に下郡小学校校長会の会議にはかつて決定しています。

中学校においても、下郡中学校校長会の会議にはかつて、決定した旅行業者2社により、業者選定をしていたという経過がありました。が、このような業者選定では、公平性、透明性に欠けるため、今後は、公平性、透明性、信頼性の観点からも、プロポーザル方式を取り入れるよう指導しました。この方式を取り入れることにより、今まで以上に競争原理が働いてくれば、修学旅行費も軽減されてくると期待しています。

また、事業報告につきましては、年間行事予定に基づき実施していますが、事業開始前の事業計画及び事業終了後の決算報告等を受けています。

なお、教育委員会としては、今後の取組として、保護者の代表を含めた検討委員会などを設置し、よりよい修学旅行の実現に向けての協議を行うことを指導し、すでに検討されています。

質問者 富田幸宏議員 湯河原町の環境対策について



平成15年度を湯河原町は環境元年と位置付けて、いろいろな取組をされていますが、低公害車導入補助金制度が実施され、本年度を最後に制度が廃止になるに当たり、これまでの実績とそれに代わる新たな取組として一般住宅や民間事業所が新エネルギーに積極的に参加してもらうことを目的に、太陽光発電システムによる電力確保に対して、環境に対する関心をより一層高めるためにも、補助金制度の創設に取り組む考え方を持っていますか。

A 低公害車導入補助金制度のこれまでの交付実績は、平成12年度から17年度まで48件の導入実績補助がありました。また、太陽光発電の一般住宅への導入の促進、エコ

キユート導入等につきましては、現状で最も期待のできるクリーンエネルギーであることから、現在、調査研究を進めており、県内で実施している他市町の補助金交付制度の要綱等を参照に、同制度を実施する方向で検討しています。

「四季彩のまち・さがみの小京都 湯河原」を町の将来像としている本町としては、「京都議定書」の目標達成を自らの課題ととらえ、地球温暖化防止に対し、様々な施策を講じることにより、温室効果ガスの削減を図る等、本町の環境対策に積極的に取り組みたいと考えています。

(その他の質問)
治山事業について
環境と観光を結びつける取組について

Q 質問者 長谷川俊子議員
注意欠陥・多動性障害 (ADHD)、学習障害 (LD) 等の発達障害児への支援について
近年、子どもたちの中に、



集中力が持続できない、落ち着かない状態が続くという注意欠陥・多動性障害や、計算など特定の能力のない学習障害など、学校生活に適合することが難しい障害が、社会的に注目されてきています。そのような中、国を挙げて対策を進めるために、平成17年4月1日に、発達障害者支援法が施行されました。そこで、本町の取組について伺います。

A 発達障害児の実態把握はされていますか。
保育園・学校等での理解促進の実施はどのようにされていますか。
家庭への支援体制はどのようににされていますか。

わなければなりません。そのため、発達障害児の実態把握は断定することは難しいと考えています。

今後、厚生労働省が設置を予定している、「発達障害対策情報センター」の情報をもとに、保育士や教師に発達障害の対応方法を周知し、児童・生徒及び保護者に対し、発達障害に対する理解を深めるための啓発活動を実施していきたいと考えています。

福祉課では、心身障害児地域訓練会「あゆみの会」を週1回開催し、療育指導体制の充実を図ることを目的に、言語聴覚士、幼児教育関係者及び保育士により、児童には基本生活訓練を、保護者には対象児の正しい理解と療育指導を行っています。また、本年度から心理判定員に各保育園を巡回してもらい、発達障害が疑われる児童の指導方法等の助言をいただいています。

(その他の質問)
自動体外式除細動器 (AED) の設置について
男女共同参画社会の推進について

条例制定

湯河原町特別会計条例の一部を改正する等の条例

湯河原町吉浜財産区有財産の全部が町へ譲渡されることに伴い、湯河原町特別会計条例及び湯河原町非常勤の特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するとともに、湯河原町吉浜財産区財政調整基金に関する条例を廃止するため、条例を制定しました。

条例改正

湯河原町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例

地方公務員災害補償法の一部改正により、他の勤務場所への移動が通勤の範囲に追加されたこと、障害者を支援する施設の名称及び字句の引用規定が改正されたこと等に伴い、条例の一部を改正しました。

湯河原町職員の給与に関する条例

地方公務員災害補償法が一部改正され、通勤することが著しく困難である職員の障害の程度に係る部分の引用規定が、同法施行規則に移行されたため、条例の一部を改正しました。

湯河原町税条例

地方税法の一部改正に伴い、個人町民税の所得割の税率の改定、個人町民税の申告における源泉徴収票の提出義務者の追加等について規定するため、条例の一部を改正しました。



湯河原町国民健康保険条例

健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、一定以上の所得を有する70歳以上の被保険者の一部負担金、出産育児一時金の支給額、一般被保険者に係る基礎賦課総額の算定等について、条例の一部を改正しました。

湯河原町消防団員等公務災害補償条例

刑事施設及び受刑者の処遇に関する法律の施行に伴い、湯河原町消防団員等公務災害補償条例の非常勤消防団員等に係る損害補償のうち、休業補償を行わない場合についての規定中の施設名を改称するため、条例の一部を改正しました。

人事案件

湯河原町教育委員会委員の任命

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、任命することに同意しました。

(再任) 多田 宏さん

陳情の結果

件名
「竹内栖鳳アトリエの保護保存についての陳情書」

提出者から取下申出書が提出されたため、陳情の取下げを承認しました。

件名

「国・県に私学助成制度の充実を求める意見書の採択と湯河原町の私学助成制度拡充を求める陳情書」

総務文教・福祉常任委員会委員長報告の採決の結果は、全員賛成で一部採択となりました。

議員の表彰

青木昭久議員は、地方議会議員として35年以上在職し、地方自治の発展に顕著な功労があったと認められ、10月19日に総務大臣から感謝状と記念品が贈呈されました。

平成18年度9月補正予算の結果

会計名	補正額	補正後の額	概要
一般会計	2億3,033万円	82億5,751万円	福浦26号線道路改良事業、千歳通り2号線道路改良事業、道路維持修繕事業、美術館防水事業、財政事務経費ほか
国民健康保険事業特別会計	1億8,193万円	34億 993万円	保険財政共同安定化事業拠出金、予備費の増額ほか
介護保険事業特別会計	1,751万円	16億7,151万円	前年度国庫負担金及び支払基金交付金の確定に伴う過年度返還金、予備費の増額ほか

補正予算が
決まりました

審議した議案と各議員の賛否(平成18年9月定例会)

は賛成、×は反対を表しています。

議案番号	議案名	議員名	露木寿雄	高橋延幸	室伏重孝	富田幸宏	半川義輝	長谷川俊子	土屋誠一	杉本光明	北村磯江	佐々木征坡	小澤眞司	松野満	丸山孝夫	北村幸則	青木昭久	審議結果
60	湯河原町吉浜財産区有財産の譲渡について																	可決
61	湯河原町特別会計条例の一部を改正する等の条例の制定について																	可決
62	消防組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について																	可決
63	湯河原町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について																	可決
64	湯河原町職員の給与に関する条例の一部改正について																	可決
65	湯河原町税条例の一部改正について																	可決
66	湯河原町国民健康保険条例の一部改正について												×					可決
67	湯河原町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について																	可決
68	平成18年度湯河原町一般会計補正予算(第2号)																	可決
69	平成18年度湯河原町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)																	可決
70	平成18年度湯河原町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)																	可決
71	決算の認定について(平成17年度湯河原町一般会計)												×		×			認定
72	決算の認定について(平成17年度湯河原町国民健康保険事業特別会計)																	認定
73	決算の認定について(平成17年度湯河原町吉浜財産区特別会計)																	認定
74	決算の認定について(平成17年度湯河原町下水道事業特別会計)																	認定
75	決算の認定について(平成17年度湯河原町老人保健医療特別会計)																	認定
76	決算の認定について(平成17年度湯河原町介護保険事業特別会計)																	認定
77	決算の認定について(平成17年度湯河原町介護サービスセンター事業特別会計)																	認定
78	決算の認定について(平成17年度湯河原町公共用地先行取得事業特別会計)												×					認定
79	決算の認定について(平成17年度湯河原町水道事業会計)																	認定
80	決算の認定について(平成17年度湯河原町温泉事業会計)															×		認定
81	湯河原町教育委員会委員の任命について																	同意
議案提出1	特別委員会の名称変更及び調査事項の追加について																	可決
決議3	食文化推進宣言に関する決議																	可決
決議4	湯河原町議会における「飲酒運転撲滅」に関する宣言決議																	可決
18陳情13	国・県に私学助成制度の充実を求める意見書の採択と湯河原町の私学助成制度拡充を求める陳情書																	採一部

編集後記

湯河原町議会は、より開かれた議会を目指しています。
 本会議及び常任・特別委員会の会議録は、町ホームページ(アドレスは表紙に記載)から閲覧できます。また、本会議の会議録は、町立図書館でも閲覧できます。

皆様の「議会ゆがわら」に対するご意見・ご要望をお待ちしています。

議会だより編集委員会
 委員長 丸山 孝夫
 副委員長 杉本 光明
 委員 北村 磯江 佐々木征坡
 長谷川俊子 小澤 眞司

傍聴のご案内

本会議及び常任・特別委員会は、傍聴ができます。(本会議場の傍聴席は25席です。なお、委員会の傍聴は、先着6名とさせていただきます。)

受付/開催日の午前9時から
 場所/第1庁舎2階 議会事務局

12月議会日程
 11月30日(木) 本会議(一般質問)
 12月1日(金) 本会議(条例補正予算等)
 4日(月) 広域行政特別委員会
 5日(火) 国内外親善都市推進特別委員会
 まちづくり制度等調査特別委員会
 地域再生等調査特別委員会
 環境・観光産業常任委員会
 6日(水) 総務文教・福祉常任委員会
 8日(金) 本会議(委員長報告等)
 12日(火) 本会議(委員長報告等)